

# ◇いじめ行為発見時対策

1

## いじめの兆候発見・情報提供・事実発見



発見者  
情報提供者

事実関係を迅速に調査し  
慎重に対応する。



担任

学部長

生活指導部員

生徒指導主事

副校長

召集・指揮

校長へ報告

2

## 「いじめ防止対策委員会」開催

構成員

校長、副校長、教務主任、学部長、養護教諭、生徒指導主事、生活指導部員  
特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー（SC）等

- いじめ行為があったか、どのような経緯で発生したか等、事実確認を行う。
- どのように対応していくか、方針を決める。
- 対応及び特別指導をする上での役割分担（加害生徒、被害生徒、保護者対応等）を明確に行う。
- ※「重大事態」と判断された場合は、速やかに県教委に連絡すると同時に第三者を加えて「いじめ防止拡大対策委員会」を実施し、必要があれば当事者の同意を得て、緊急保護者会を実施。

3

## 方針等の全職員への周知

- 職員全員が組織的に対応できるように、いじめ行為の内容・経緯・その後の方針と対応について情報の共有と周知を促す。

4

## 対応

- 方針と役割分担を踏まえ、速やかに組織的な対応をする。
- 加害児童生徒の保護者の理解と協力を得ながら、謝罪や責任を問うことより、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- いじめを受けた児童生徒の心情に配慮し、一定期間、別室等において学習を行わせる等の柔軟な措置を講じる。
- いじめを行った児童生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、教職員全体で指導を行う。 等

5

## 経過観察

- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。
- 全ての児童生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりを進められるよう支援する。 等